

鳥取縣公報

縣令

昭和十五年二月九日

第千百三號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

鳥取縣令第三號

小作料統制令施行細則左ノ通定ム

昭和十五年二月九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

小作料統制令施行細則

第一條 小作料統制令(以下令ト稱ス)第三條但書ニ依ル許可ノ申請ハ農地(農地以外ノ土地ガ農地ニ附隨シテ賃借セララルル場合又ハ建物又ハ其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附隨シテ賃借セラレ其ノ賃借ガ農地ノ賃借ト分別シ得ザル場合ニ於テハ其ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ヲ含ム以下同シ)ノ貸主ガ農地ノ改良ヲ爲シ著シク其ノ利用ヲ増進シタルトキ又ハ農地ノ借主ガ貸主ノ縁故者タリシ爲若ハ歟下免租年期中ナリシ爲令第三條各號ノ小作料ノ額ガ特ニ低額ナルモノナルトキ萬己ムラ得ザル事由アル場合ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二條 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル許可申請書ヲ知事ニ提出ス

第三條 知事ハ前條ノ申請書ノ外必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
 第四條 第二條ノ許可申請書ハ當該農地ノアル市町村ノ市町村長ヲ經由スベシ
 第五條 農地ノ貸主及借主ハ各別ニ又ハ合意ヲ以テ當該農地ノ在ル市町村ノ市町村農地委員會ニ對シ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付令第四條第一項ニ依リ處理ノ申出ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ申出ヲ爲サントスル者ハ様式第二號ニ依ル申出書ヲ市町村農地委員會ニ提出スベシ

第六條 市町村農地委員會令第四條第一項ノ規定ニ依ル處理ヲ爲サントスルトキハ豫メ知事ノ指示ヲ受クベシ

第七條 令第四條第二項ノ規定ニ依ル認可アリタルトキハ市町村農地委員會長ハ其ノ旨當該市町村長ニ通知スベシ、市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ揭示スベシ

一 認可アリタル年月日

二 農地ノ所在地番、地目又ハ種類及面積又ハ建坪

三 認可アリタル小作料ノ種別額若ハ率又ハ減免條件

第八條 小作料統制令施行規則(以下規則ト稱ス)第三條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ様式第三號ニ依ルベシ

第九條 規則第三條第三項ノ規定ニ依ル市町村農地委員會ノ通知ニハ合意アリタル年月日ヲ記載スベシ

本條ノ大ニハ...

第十條 規則第四條ノ規定ニ依ル市町村農地委員會ヨリ意見ヲ徵セラレタル農地ノ貸主又ハ借主ハ十日以内ニ之ヲ申出ズベシ

第十一條 前各條ノ規定ハ令第十一條ニ掲グル農地ノ賃貸借又ハ永小作ノ條件ニ付之ヲ準用ス

附 則

様式 第一號

小作料變更許可申請書

左記ノ通小作料ヲ變更致度候條御許可相成度ハ作料統制令施行規則第二條ニ依リ此段申請候也

年 月 日

住 所

申請者 氏

名 印

鳥取縣知事 何 某 殿

一 目的タル農地及小作料

市町	大字名字名	地番	地目		令第三條ニ依ル小作料	新ニ定メントスル小作料		住所	氏名又ハ稱
			又ハ	又ハ		種類	等級		

備考
 「令第三條ニ依ル小作料」及「新ニ定メントスル小作料」欄中「等級」トアルハ現物ヲ以テ支拂フ小作料ノ穀物検査規則ニ依ル等級ヲ稱ス
 二 令第三條各號ノ減免條件
 三 新ニ定メントスル減免條件
 四 令第十一條ニ掲ゲル農地ノ賃貸借(永小作)ノ條件
 (一) 敷金
 (二) 補償金穀

- (三) 修繕費及用排水費ノ負擔
- (四) 小作料ノ支拂條件
- (イ) 納期
- (ロ) 支拂場所
- (五) 借主ノ貸主ニ給付シタル權利金
- (六) 其ノ他
- 五 前號中變更セントスル事項並ニ新ニ定メントスル條件
- 六 變更ヲ爲サントスル期日
- 七 變更ヲ必要トスルニ至リタル事由ノ詳細
- 八 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

様式 第二號

小作料改定ニ關スル申出書

左記農地ノ小作料ニ付小作料統制令第四條第一項ニ依ル處理相願度此段申出候也

年 月 日

00111

鳥取縣令第四號

映畫法施行細則左ノ通定ム

昭和十五年二月九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

映畫法施行細則

第一章 總 則

- 第一條 本令ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル
- 一 法トハ映畫法規則トハ映畫法施行規則ヲ謂フ
- 二 映畫興行トハ營利ヲ目的トシテ映畫ヲ公衆ノ觀覽ニ供スル爲上映スルヲ謂フ
- 三 映畫興行者トハ映畫興行ヲ爲ス者ヲ謂フ
- 四 映寫技士トハ知事ノ行フ映寫免許ヲ受ケタル者ヲ謂フ
- 五 常設ノ映畫興行場トハ映畫興行ヲ爲スヲ目的トスル常設ノ場所ヲ謂フ

00112

- 第二條 規則又ハ本令ニ依ル申請書又ハ届書ニシテ知事ヲ經由スルモノニ在リテハ規則ニ定ムルモノノ外別ニ其ノ副本ニ通テ、知事ニ提出スルモノニ在リテハ正副二通ヲ所轄警察署長ヲ經由シ提出スベシ
 - 第三條 前條ノ申請書又ハ届書ニシテ映畫製作業者又ハ映畫配給業者ニ關スルモノハ其ノ主タル事務所所在地、常設ノ映畫興行場ニ關スルモノハ其ノ所在地、映畫興行ニ關スルモノハ興行ヲ爲サントスル場所、常設ノ映畫興行場ノ映畫興行者又ハ映寫技士ニ關スルモノハ其ノ住所(本縣ニ住所ヲ有セザルモノニ在リテハ從業地)ノ所轄警察署長ヲ經由スベシ
 - 第四條 規則又ハ本令ニ依ル申請書又ハ届出人ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス
 - 但シ未成年者ニシテ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二章 映畫ノ製作
- 第五條 規則第十三條但書ニ依ル許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
 - 一 住所及氏名
 - 二 業務ニ従事セントスル者ノ氏名及業務上ノ氏名並ニ生年月日
 - 三 臨時必要トスル理由
 - 四 從業ノ日時
 - 五 從業地
 - 第六條 映畫製作業者ハ映畫製作所ニ別記第一號様式ニ依ル現業員名簿ヲ備付テ現業員ヲ雇入レタルトキハ本籍、住所、氏名及業務上ノ氏名並ニ生年月日、雇入年月日及業務別ヲ記シ常ニ整理シ置クベシ

第三章 常設ノ映畫興行場

第一節 通則

第七條 常設ノ映畫興行場(以下單ニ映畫興行場ト稱ス)ヲ設置セントスルトキ又ハ左ノ各號

一 映畫興行場ノ改築、増築、移轉、修繕又ハ變更(小修繕又ハ小變更ヲ除ク)ヲ爲サントスルトキ

二 映畫興行場ノ敷地ヲ變更セントスルトキ

映畫興行場ノ構造設備ノ小修繕又ハ小變更ヲ爲サントスルトキハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ許可ヲ爲サズ

一 場所不適當ト認メタルトキ

二 申請者不適當ト認メタルトキ

三 前各號ノ外公害アリト認ムルトキ

第九條 第七條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シタル申請書正副二通ヲ出提スベシ但シ設置以外ノ場合ニ在リテハ申請ニ關係ナキ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日及經歷ノ大要(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、定款若ハ寄附行爲並ニ代表者ノ本籍、住所、職業、氏名、生年月日)

二 映畫興行場ノ名稱及所在地

三 敷地及建物ノ面積

四 觀覽席種別(各階上、階下別)觀覽者定員

五 申請地周圍二百メートル以内ノ見取圖(六百分ノ一)

六 喫煙室ノ面積

七 觀覽者用便所ノ數(大小及男女ノ別)

八 觀覽席配置圖(各部分ノ定員、通路ノ幅員、觀覽席ノ面積ヲ記入スルコト)

九 電氣設備及電線配置圖

十 換氣、採光並ニ避難設備

十一 建築設計書並ニ構造仕様書

十二 起工及竣工期日

十三 敷地ニシテ他人ノ所有ニ係ルトキハ所有者ノ承諾書

前項第十一號ノ構造仕様書ニハ左ノ圖面ヲ添付スベシ

1 建物ノ配置圖(縮尺二百分ノ一)

2 同 平面圖(縮尺百分ノ一)

3 同 断面圖(縮尺二十分ノ一)

4 同 外面圖(縮尺百分ノ一)

5 小 屋伏圖(縮尺二十分ノ一)

6 基礎平面圖(縮尺二十分ノ一)

7 構造上緊要ナル各部ノ詳細圖(縮尺二十分ノ一)

前二項ノ外必要アリト認ムル書類及圖面ヲ提出セシムルコトアルベシ

第十條 前條第一項第三號、第四號、第六號乃至第十一號、第十二號ノ事項ヲ變更セントスル

トキハ關係圖書ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ
前條第一項第一號、第二號、第十三號ノ事項ニ變更アリタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

第十一條 第七條第一項又ハ前條第一項ノ許可ヲ爲シタルトキハ指令書ト共ニ申請書副本ヲ交付ス

前項ノ副本ハ映畫興行場ニ備付ケ當該官吏ノ要求アリタルトキハ之ヲ提出スベシ

第十二條 建築工事ニ着手セントスルトキハ直ニ知事ニ届出ヅベシ

工事竣工シタルトキハ知事ニ届出デ使用認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第七條第二項ノ規定ニ依ル工事竣工シタルトキハ所轄警察署長ノ検査ヲ受クベシ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ第七條ノ許可ヲ取消シ又ハ映畫興行場ノ使用ヲ停止スルコトアルベシ

一 第七條ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ建築工事ニ着手セザルトキ

二 竣功期日ヲ經過シ尙竣功ノ見込ナキトキ

三 休場百日以上ニ亘リタルトキ

四 第八條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

第十四條 映畫興行場ニシテ公安又ハ風俗ヲ害シ其ノ他衛生上必要アリト認メタルトキハ所有者ニ對シ必要ナル施設ヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 映畫興行場ヲ承繼(竣功前ノ承繼ヲ含ム)セントスルトキハ承繼人、被承繼人連署ノ上知事ニ届出デ許可ヲ受クベシ但シ連署シ能ハサルトキハ其ノ理由ヲ確認スルニ足レベキ書類

ヲ添附スベシ

第十六條 映畫興行場ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ知事ニ届出ヅベシ

第二節 位置及構造設備

第十七條 映畫興行場ハ官公署、學校、幼稚園、病院及神社、佛閣ニ對シ二〇〇メートル以上ノ距離ヲ保有シ敷地ハ其ノ境界線全長ノ五分ノ一以上ヲ幅員四メートル以上ノ道路ニ接セシメ且表側ハ該道路ニ面シ建物ノ前後左右ニ五メートル以上ノ空地ヲ存スベシ但シ土地ノ狀況若ハ構造ノ方法ニ依リ特ニ斟酌スルコトアルベシ

第十八條 映畫興行場ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 建築物ノ屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆蓋スルコト

二 避雷針ヲ設クルコト

三 觀覽席ノ天井ハ板、紙又ハ金屬製張り其ノ他之ニ類スルモノトナシ床上ヨリ三メートル以上トナスコト但シ棧敷ノ部分ハ之ヲ二・一メートル以上ノ高サト爲スコトヲ得

四 三階以上ノ客席ヲ設ケザルコト

五 通常出入口ハ高サ二メートル以上トナシ第十七條ノ規定ニ依ル道路面ニ設ケ觀客定員千人未満ノモノニ在リテハ幅員内法二・七メートル以上、千人以上ノモノニ在リテハ三・六メートル以上ノモノヲ設クルコト

六 非常口ハ高サ二メートル以上トシ第十七條ノ規定ニ依ル道路又ハ空地ニ面セシメ觀客定員千人未満ノモノニ在リテハ幅員内法二・七メートル以上ノモノニ箇所以上、千人以上ノモノニ在リテハ三・六メートル以上ノモノニ箇所以上ヲ設クルコト

七 通常出入口及非常口ノ扉ハ外開キ又ハ引戸トシ非常口上部ニハ「非常口」ト揭示シ且赤色

八 燈ヲ設ケ映畫興行場内外適當ノ位置ニ避難方向ヲ明示スルコト
 八 屋根及天井ニハ適當ノ空氣抜ヲ設クルコト

九 階段

イ 各階共二箇以上ヲ設ケ各兩側ニ滑ニシテ堅牢ナル手摺ヲ設ケ階上ノ觀客定員五百人以下ノモノニ在リテハ幅員法一・六メートル以上、五百人ヲ超過スルモノニ在リテハ一・八メートル以上トナスコト
 ロ 階段ノ踏面ハ〇・二五メートル以上蹴上ハ〇・二メートル以下トナスコト
 ハ 階段ノ昇降口及踊場ハ階段ノ内法幅員以上ヲ一邊トスル正方形ニ畫入シ得ル面積ヲ存セシメ昇降口ハ通常出入口ニ面セシムルコト
 ニ 隅段及螺旋狀ノ階段ヲ設ケザルコト

十 觀覽席

1 椅子席

イ 一人ノ占用幅員ハ〇・四メートル以上ト爲スコト
 ロ 各椅子背ノ間隔ハ〇・八メートル以上ト爲スコト
 ハ 椅子ハ床ニ固着セシムルコト但シ「ボックス」ニ備フルモノニシテ支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 ニ 横列八席以下毎ニ兩側ニ縦通路ヲ設クルコト但シ四席以下ナルトキハ之ヲ片側ノミト爲スコトヲ得
 ホ 縦通路ノ幅員ハ之ヲ使用スル觀覽席兩側ニ在ルトキハ〇・八メートル以上片側ニ在ルトキハ〇・六メートル以上ト爲スコト

十一 映寫作業室

3 待見席

イ 一人ノ占用面積ハ〇・二五平方メートル以上トナスコト
 ロ 觀覽席後方トシ興行ハ一・五メートル以下ト爲スコト
 ハ 幅員一メートル以上ノ廊下ヲ後方ニ備ヘ觀覽席廊下間ニ間壁ヲ設クルコト

2 座席

イ 一人ノ占用面積〇・三五平方メートル以上ト爲スコト
 ロ 三メートル毎ニ幅員〇・三五メートル以上ノ通路ヲ設ケ且床面ヨリ〇・一メートル以上高カラシムルコト但シ支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

イ 周壁、床、天井ハ石、煉瓦又ハ「コンクリート」等ノ不燃質物ヲ、出入口ノ扉ハ鐵材其ノ他ノ不燃質物ヲ用フルコト
 ロ 開口ニメートル以上、興行三メートル以上天井、高サ二・一メートル以上ト爲スト但シ映寫機二台以上ヲ使用スルモノナルトキハ一台ヲ加フル毎ニ開口一メートル以上ヲ増加スルコト

ハ 出入口ハ幅員〇・六メートル以上、高サ一・八メートル以上ト爲スコト
 ニ 出入口ニハ外開キ自閉防火戸ヲ其ノ他ノ開口ニハ自閉防火戸ヲ備フルコト
 ホ 不燃質材料ヲ以テ構成シタル換氣筒ヲ設ケ之ヲ外氣ニ導クコト

ハ 不燃質材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆シタル「ファイラム」格納庫ヲ設クルコト

十二 床ハ〇・四平方メートルヲ付六〇軒以上ノ動荷物ヲ支持シ得ベキコト但シ舞台及其ノ附屬室ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

十三 通常出入口ニ近キ適當ノ位置ニ警察官吏ノ臨座席ヲ設クルコト二箇所以上設クルトキハ他ノ一箇所ハ舞台ニ近キ階上ニ設クルコト

十四 場内ニハ適當ナル場所ニ左ノ面積ヲ有スル喫煙室ヲ設クルコト
イ 觀客定員千人未満ノモノニ在リテハ九・九平方メートル以上
ロ 同千人以上ノモノニ在リテハ一三・二平方メートル以上

十五 客用便所

イ 男女ヲ區別スルコト

ロ 觀客定員百人ニ付二箇所以上トシ千人ヲ超過スル定員ニ對シテハ百人ニ付一箇所ト以上ヲ増設スルコト

ハ 外氣ニ面スル開口ヲ有スル次室ヲ備フルコト但シ水槽便所ニシテ衛生上支障ナシ認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

ニ 小便所ハ一人ノ専用幅員ヲ〇・五五メートル 上ト爲シ各個ニ之ヲ區劃シ陶磁器製ノ漏斗ヲ設クルコト

十六 觀覽者ノ使用スル場所ニハ充分ナル照度ヲ有スル電燈ノ設備ヲ爲スベシ映寫又ハ演技上已ムヲ得ザル場合ト雖モ〇・二ルクツクス以上ノ照度ト爲スコト

十七 下足場ハ觀客定員五百人以上ノ場合ニ於テハ一箇所以上五百人以上ノ場合ニ於テハ二箇所以上五百人以上ノ場合ニ於テハ三箇所以上ニ設クルコト

ニ在リテハ二箇所以上ヲ設クルコト

前項各號ノ外必要アリト認ムルトキハ其ノ構造ヲ制限スルコトアルベシ

第十九條 映畫興行場以外ノ場所ニ於テ臨時ニ映畫興行ヲ爲サントスルトキハ其ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ但シ保安上、衛生上必要アリト認ムル場合ハ第十七條、第十八條ノ規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトアルベシ

一 耐火構造建築物ノ場合

イ 出入口、非常口及階段

1 收容定員五百人未満ノモノニ在リテハ出入口、非常口ハ幅員一メートル以上ノモノ各一箇所以上ヲ設クル再ニ階ニ觀覽席ヲ設クルトキハ階段ノ幅員及箇數亦同じ

2 收容定員五百人以上ノモノニ在リテハ五百人又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ各一箇所ヲ増加スルコト

ロ 一般設備

通路、喫煙所、便所(男女別トス)消火設備及照明設備ハ適當ニ設クルコト

ハ 映寫室

1 出入口、非常口ニ對シテハ相當ノ距離ヲ有シ且觀覽席トノ間ハ一メートル以上ノ距離ヲ有スルコト但シ耐火構造又ハ準耐火構造ノモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

2 映寫室木造ノモノニ在リテハ天井、床及周壁ノ内部ヲ不燃質材料ヲ以テ被覆スルコト

3 出入口ニハ外開キ防火戸ヲ、其ノ他ノ開口ニハ防火戸ヲ設クルコト

- 4 換氣筒又ハ換氣孔ヲ設クルコト
- 5 映寫室内ニハ消火器二箇以上(一箇ハバケツニ水ヲ湛ヘタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得)又乾燥セル砂ヲ以テ充シタルバケツ二箇以上ヲ備フルコト
- 6 緩燃性映畫ヲ使用スル場合又ハ携帯用映寫機ニシテ支障ナシト認ムル場合ハ前各號ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

- 二 木造建築物ノ場合
 - イ 一階ニ限ルコト
 - ロ 出入口、非常口、階段、一般設備、映寫室ハ耐火構造建築物ノ場合ニ同ジ
 - 三 掛小屋又ハ天幕張等臨時施設(單ニ舞台又ハ棧敷ヲ設クルモノヲ含ム)ノ場合
 - イ 二階ニ觀覽席ヲ設ケザルコト
 - ロ 棧敷ノ高サハ地上五メートル以下トナシ其ノ下方ニ觀覽席ヲ設ケザルコト
 - ハ 避難上有効ナル箇所ニ幅員一メートル以上ノ非常口一箇所以上ヲ設クルコト
 - 二 出入口、一般設備及映寫室ハ耐火建築物ノ場合ニ同ジ

第四章 映畫ノ上映

第一節 映畫興行者

第二十條 映畫興行場ノ映畫興行者タラントスル者ハ知事ノ許可ヲ受クベシ
 映畫興行者興行管理人ヲ置カントスル場合亦同ジ
 興行管理人ハ興行ニ關シ映畫興行者ト同一ノ責ニ任ズ

第二十一條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ提出

スベシ

- 一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日及經歷ノ大要
- 二 映畫興行場ノ名稱及所在地
- 三 映畫興行場ノ所有者ノ住所及氏名

前條第二項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ興行管理人タラントスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日及經歷ノ大要ヲ記載シタル許可申請書ヲ知事ニ提出スベシ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ第二十二條ノ許可ヲ爲サズ

- 一 他人ニ名儀ヲ藉スノ虞アリト認メタルトキ
- 二 思想素行不良ト認メタルトキ
- 三 其ノ他不適當ト認メタルトキ

第二十三條 映畫興行者又ハ興行管理人ニシテ第二十一條各項ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク知事ニ届出ツベシ

第二十四條 映畫興行者又ハ興行管理人ニシテ左メ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルベシ

- 一 他人ニ名儀ヲ藉スノ事實アリト認メタルトキ
- 二 公安ヲ害シ風俗ヲ紊リ其他不適當ト認メタルトキ
- 三 法令又ハ法令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

第二十五條 映畫興行者映畫興行ヲ爲サントスルトキハ(興行管理人ヲ置キタル場合ハ之ト連署ノ上)所轄警察署長ノ許可ヲ受クベシ

第二十六條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書正副二通ヲ上映五時

- 一 住所、職業、氏名及生年月日
- 二 興行場ノ名稱及所在地
- 三 映畫ノ題名檢閲合格年月日、檢閲合格記號番號及卷數並ニ長サ(規則第十六條ノ推薦同則第三十五條ノ認定若ハ同則第四十六條ノ認定ヲ受ケタルモノ又ハ劇映畫タル外國映畫ニ在リテハ其ノ旨附記スベシ)
- 四 興行期間
 - 五 一日中ノ興行回數及興行ノ開始並ニ終了時間(映寫時間表ヲ併セ記載スベシ)
 - 六 映寫技士ノ氏名及免許ノ種類
 - 七 映畫ノ可燃性緩燃性ノ別
 - 八 觀覽料其ノ他名儀ノ何タルヲ問ハズ料金ヲ受クルトキハ其ノ料金額
 - 九 前各號ノ外所轄警察署長ノ指示セル事項
- 前項ノ許可申請書ニハ左ノ各號ノ書類ヲ添付スベシ
 - 一 規則第二十八條ノ規定ニ依リ檢閲ノ合格印章ヲ押捺シタル台本又ハ警察署ノ檢印アル寫本
 - 二 上映セントスル映畫ノ興行ヲ爲ス權利ヲ證スル書類又ハ映畫上映承諾書
 - 三 興行ニシテ收益ニ寄附スル目的ナルトキハ受贈者ノ承諾書(之ヲ添付シ能ハザルトキハ其ノ事由)及收支概算書
 - 四 映畫興行場ニシテ他人ノ所有ニ係ルトキハ所有者ノ承諾書但シ之ヲ添付シ能ハザルトキハ其ノ理由
- 第二十七條 映畫興行者映畫興行場以外ノ場所ニ於テ映畫興行ヲ爲サントスルトキハ前條ノ規定ニ

- 依ルノ外左ノ事項ヲ記載シテ、書類ヲ添付スル。但シ緩燃性ノ映畫ヲ上映シテ興行ヲ爲サントスル場合又ハ所轄警察署長ニ於テ危害豫防上支障ナシト認メタルトキハ之ヲ添付スルヲ要セズ
- 一 建築物ノ配置圖、觀覽席配置圖
- 二 映寫室ノ構造設備及其ノ圖面
- 三 防火、避難及照明設備
- 四 觀覽者ノ定員
- 五 臨時施設ノモノニ在リテハ其ノ仕様書及敷地ニシテ他人ノ所有ニ係ルトキハ所有者ノ承諾書
- 第二十八條 映畫興行場以外ノ場所ハ一月ヲ通ジテ十日ヲ超ヘテ映畫興行其ノ他映畫ノ上映ノ爲ニ使用スルニトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二十九條 映畫興行ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第二十五條ノ許可ヲ爲サズ
 - 一 場所又ハ構造ニシテ保安、衛生上有害又ハ危險ノ虞アリト認メタルトキ
 - 二 周圍ノ狀況不適當ト認メタルトキ
 - 三 申請者不適當ト認メタルトキ
 - 四 其ノ他公安、風俗又ハ衛生上支障アリト認メタルトキ
 - 五 法令又ハ法令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
- 第三十條 映畫興行場ニ於ケル映畫興行者ハ一興行場毎ニ外國畫映上映台帳ヲ備付ケ當該興行場ニ於テ上映シタル外國映畫ノ題名、檢閲合格年月日、檢閲合格記號番號及卷數、長サ並ニ上映

年月日ヲ記載シ置クベシ

映畫興行場ニ於テ映畫興行者ニ異動ヲ生ジタルトキハ新舊興行者連署シタル届書ヲ當該興行場ニ備付ケタル外國映畫上映台帳ト共ニ遲滞ナク所轄警察署長ニ提出スベシ

第三十一條 映畫興行ハ午後十時三十分後ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ハ所轄警察署長ノ許可ヲ得テ午後十一時迄延長スルコトヲ得

第三十二條 映畫興行中演劇、演藝等ヲ添物トシテ上演スル場合ニ在リテハ其ノ興行時間ハ規則第四十三條ノ規定ニ依ルベシ但シ上演時間映寫時間ヨリ長キトキハ他ノ興行ト看做ス

第三十三條 映畫興行ニ於ケル映寫時間二時間ニ亘ルトキハ其ノ間ニ五分間以上ノ休憩時間ヲ一回以上設クベシ

一日二回以上ノ映畫興行ヲ爲ス場合ニ在リテハ一回ノ興行ノ級了後十分以上ノ休憩ヲ爲スニ非ザレバ次ノ興行ヲ爲スコトヲ得ズ但シ一興行一時間三十分以内ナルトキハ其ノ終了時ニ於テノ五分間以上トス

前二項ノ休憩時間ハ規則第四十三條ノ興行時間ニ算入セズ

第三十四條 映畫興行者看板、旗幟、裝飾其ノ他ノ廣告物ヲ掲出シ又ハ頒布セントスルトキハ豫メ所轄警察署長ノ檢閲ヲ受クベシ

第三十五條 映畫興行場ニ於テハ他人ノ廣告ヲ爲スベカラズ但シ所轄警察署長ノ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三十六條 映畫興行者ハ映畫興行ヲ爲ス場所ノ入口又ハ見易キ場所ニ左ノ各號事項掲ヲ示スベシ
一 規則第四十六條ノ規定ニ依リ十四歳未満ノ者ノ入場シ得ザル旨ノ標示
二 觀覽者ノ遵守スベキ事項、映畫興行場内ノ面圖

三 各觀覽席毎ニ其ノ定員

四 觀覽料其ノ他名儀ノ何タルヲ問ハズ料金ヲ受クルトキハ其ノ料金額

第三十七條 映畫興行者ハ映畫興行ニ關シ觀覽者ヲ勸誘スル目的ヲ以テ觀覽券其ノ他物品ノ配付射倂ノ方法ノ提供ヲ爲シ又ハ爲サシムルコトヲ得ズ但シ觀覽券ノ配付ニシテ特別ノ事由ニ依リ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條 映畫興行者並ニ興行管理人ハ映畫興行中左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ
一 定員外ニ觀覽者ヲ入場セシメザルコト但シ所轄警察署長ニ於テ保安上支障ナシト認めタルトキハ特ニ定員外入場ヲ許可スルコトアルベシ

二 觀覽者定員ニ達シタルトキハ直ニ各階各等別ニ定員席滿員札ヲ切符賣場窓口ニ掲出スルコト

三 觀覽席内ニ於テ喫煙セシメザルコト

四 出入口、非常口、廊下、階段、通路、周圍ノ空地ニハ椅子、卓子其ノ他通行避難ノ障害トナルベキ物件ヲ置カザルコト

五 觀覽者ノ使用スル場所ニハ適當ナル燈火ヲ點ズルコト但シ晝間必要ナシト認ムル場所ハ此ノ限ニ在ラズ

六 非常口ニハ赤色燈ヲ點シ扉ハ直ニ觀覽者ヲ開放シ得ベキ様爲シ置クコト

七 技藝者、説明者、映寫技士ヲ觀覽席ニ觀覽者ヲ樂屋、舞台、映寫作業室等ニ出入セシメザルコト但シ臨監警察官吏ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
八 休憩中ハ充分ナル換氣、採光ヲ爲スコト
九 檢閲ニ合格シタル映畫ノ台本又ハ警察署ノ檢印アル寫本ハ常ニ映畫興行場ニ備ヘ置キ臨監

- 警察官吏ノ求メアリタル場合ハ之ヲ提示スルコト
- 十 機械、換氣設備ノ取扱主任者ヲ置キ常ニ之ガ運轉及管理ヲ爲サシムルコト
- 十一 濫ニ映畫行興場ヲ離レザルコト
- 十二 技藝者、説明者又ハ映寫技士ヲシテ公安ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ルノ行爲ヲ爲サシメザルコト
- 十三 男女及同伴ノ觀覽席ヲ區別スルコト但シ觀覽席ノ構造設備、照度其ノ他ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 十四 映寫室ニハ當該技術者ノ外出入セシメザルコト
- 十五 映寫室ニハ映寫作業上必要アル場合ノ外火氣其ノ他燃焼又ハ發火シ易キ物件ヲ持入り又ハ喫煙等ヲ爲サシメザルコト
- 十六 映畫ハ使用後直ニ不燃質物製ノ容器ニ入レ格納庫ニ納メ置カシムルコト
- 十七 映寫機ニ掛ケタル映畫ハ其ノ上下共ニ金屬製ノ「ドラム」ニ收メ置カシムルコト但シ緩燃性映畫ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 十八 映寫技士ヲシテ作業中濫ニ映寫室ヲ離レシメザルコト
- 十九 切符賣場及各階觀覽席部見易キ箇所ニ映寫時間表ヲ掲出スルコト
- 二十 便所ハ常ニ清潔ニ掃除シ時々防臭劑ヲ撒布スルコト
- 二十一 事實ニ相違シタル廣告、看板、筋書等ヲ揭示シ又ハ發賣頒布セザルコト
- 二十二 従業員ニハ各其ノ左胸部ニ別記第二號様式ニ依ル徽章ヲ表示セシムルコト
- 二十三 觀覽者ノ退場後ニ非ザレバ場内ノ掃除ヲ行ハザルコト
- 二十四 前各號ノ外所轄警察署長ノ命シタル事

- 第三十九條 映畫興行者、映畫興行ヲ休止又ハ中止シタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ所轄警察署長ニ届出ツベシ
- 第四十條 映畫興行者ハ映畫興行ノ期間満了シタルトキハ五日以内ニ各一日毎ニ觀覽人員(大人小人別)ヲ所轄警察署長ニ届出ツベシ
- 第二十六條 第二項第三號ノ規定ニ依ル映畫興行ナルトキハ前項ノ届書ニ收支計算書及醜集金處分ニ關スル證據書類ヲ添附スベシ
- 第四十一條 法第十五條第二項ノ規定ニ依リ映畫ノ上映ヲ命ズルトキハ別記第三號様式ニ依ル命令書ヲ交付ス
- 第四十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ所轄警察署長ハ映畫興行ヲ停止シ又ハ許可ノ取消ヲ爲スコトアルベシ
- 一 第二十九條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ
- 二 映畫興行ヲ爲ス場所ノ使用權ヲ失ヒタルトキ
- 第四十三條 映畫興行場ニ於サル映畫興行者ハ別記第四號様式ニ依ル従業員名簿ヲ備付ケ従業員ヲ雇入レタルトキハ本籍、住所、氏名、生年月日及雇入年月日勤務別ヲ記載シ常ニ整理シ置クベシ
- 第四十四條 映畫興行者ハ映畫興行ヲ爲ス場所ノ衛生ニ留意シ常ニ清潔ヲ保持スルノ外映畫興行場ニ在リテハ所轄警察署長ノ指示ニ從ヒ年二回以上大掃除ヲ爲スベシ
- 第四十五條 映畫興行者ハ火災其ノ他災害ノ發生シタル場合ノ應急措置及觀覽者ノ避難誘導ニ付豫メ従業員ノ配置、任務等ヲ規定シクル帳簿ヲ備ヘ置キ隨時訓練ヲ行フベシ
- 第四十六條 映畫興行者ハ映畫興行ニ際シ火災其ノ他ノ事故發生シタル場合ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ所

轄警察署長ニ届出ヅベシ

第二節 映寫技士

第四十七條 映寫技士ニ非ザレバ映畫興行場其ノ他映畫ノ上映ヲナス場所ニ於テ同寫機ノ操作ヲ爲スコトヲ得ズ但シ緩燃性ノ映畫ヲ映寫スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條 映寫技士タラントスル者ハ左ノ事項ヲ詳具シタル申請書ヲ知事ニ提出シ映寫免許ヲ受クベシ

- 一 本籍、住所、氏名及生年月日
- 二 免許ノ種別
- 三 主タル從業地

前項ノ申請書ニハ履歷書及寫真(申請前六月以内ニ撮影シタル無帽上半身無台紙縦三センチメートル横二・五センチメートル大)二葉並ニ戸籍抄本ヲ添付スベシ

第四十九條 映寫免許ヲ分チテ甲種映寫免許及乙種映寫免許トシ知事ノ行フ映寫技士試験ニ合格シタル者ニ之ヲ與フ

映寫免許ヲ與ヘタルトキハ別記第五號様式ノ映寫免許證ヲ交付ス

乙種映寫免許ヲ受ケタル者ハ炭素孤光燈ヲ光源トスル映寫機ノ操作ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ前條ノ免許ヲナサズ

- 一 十八歳未滿ノ者
- 二 精神病者、聾者、啞者、盲者、其ノ他身體ニ重大ナル缺陷アル者
- 三 無免許ニテ就業シ處罰セラレ六月ヲ經過セザル者
- 四 映寫免許ノ取消處分ヲ受 一年ヲ經過セザル者

五 性質、素行、經歷其ノ他適當ト認ムル者
免許ヲ受ケタル後前項各號ノ一ニ該當スル事實ヲ發見シタルトキハ之ヲ無効トシ映寫免許證ヲ返納セシムルコトアルベシ

第五十一條 映寫技士試験ハ實地試験、學科試験ノ順序ニ依リ之ヲ行フ實地試験ニ合格セザル者ニ對シテハ學科試験ヲ行ハズ

第五十二條 實地試験ハ左ノ科目ニ付之ヲ行フ

- 一 映寫機ノ操作法
- イ 映寫機ノ調整
- ロ 光源ノ調整
- ハ 映寫ノ巧拙
- ニ 災害豫防ノ方法並ニ災害發生ニ對スル應急措置

第五十三條 學科、試験ハ左ノ科目ニ付筆記又ハ口頭ニ依リ之ヲ行フ

- 一 映寫機ノ構造
- 二 映寫機ノ操作上必要ナル電氣知識
- 三 映畫法令ニ關スル規定

第五十四條 試験ノ日時、場所其ノ他受験ニ必要ナル事項ハ試験期日十日前受験者ニ通知ス

第五十五條 試験場ノ設備映寫機其ノ他ノ物件ヲ損傷シタル者ニ對シテハ之ヲ賠償セシムルコトアルベシ

第五十六條 實地試験ニ合格シタルモ學科試験ニ不合格ト爲リタル者ニ對シテハ二年ニ限り日時ヲ指定シテ學科ニ就テノミ再試科ヲ行フコトアルベシ

第五十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ第五十一條ノ規定ニ依ル試驗ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトアルベシ

一 乙種映寫免許ヲ有スル者ニシテ甲種映寫免許ヲ受ケントスル者

二 工業學校又ハ之ト同等寫上ノ學校ノ電氣科者ハ機械科又ハ之ニ準ズル學科ヲ終了シタル者

三 他ノ道府縣ニ於テ映寫免許ヲ受ケタル者

四 其ム他知事ニ於テ映寫機ノ操作ニ關シ支障ナシト認メタル者

第五十八條 映寫技士、映寫免許證ヲ滅失シ若ハ毀損シタルトキハ十日以内ニ其ノ事由ヲ具シ知事ニ申請シ再交付ヲ受クベシ但シ毀損ノ場合ニハ毀損シタル免許證ヲ添付スベシ

第五十九條 映寫技士ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

一 映寫作業中映寫免許證ヲ携帶スルコト但シ前條ノ規定ニ依リ再交付ヲ受クル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

二 映寫免許證ハ他人ニ貸與セザルコト

三 映寫作業中濫ニ映寫室ヲ離レザルコト

四 映寫室ニハ當該技術者ノ外出入セシメザルコト

五 映寫室ニハ映寫作業上必要ナル場合ノ外火氣其ノ他燃燒又ハ發火シ易キ物件ヲ持入ラザルコト

六 映寫機ニ掛ケタル 書ハ其ノ上下共ニ金屬製ノ「ドラム」ニ收メ置クコト但シ緩燃性映畫使用ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 映寫ハ使用後直ニ不質燃物製ノ容器ニ入レ格納庫ニ納メ置クコト

八 酒氣ヲ帶ビ又ハ喫煙シテ映寫機ノ操作ヲハシザルコト

九 其ノ他公安ヲ害シ風俗ヲ亂スル虞アル行爲ヲ為サザルコト

十 前各號ノ外所轄警察署長ノ命ジタル事項

第六十條 映寫技士本籍、住所又ハ氏名ニ異動ヲ生ジタルトキハ五日以内ニ免許證ヲ添へ知事ニ届出デ映寫免許證ノ訂正ヲ受クベシ

第六十一條 映寫技士他ノ道府縣ニ從業地ヲ變更シタル場合ハ遲滞ナク從業地變更届ヲ知事ニ提出スベシ

第六十二條 他ノ道府縣ニ於テ映寫免許ヲ受ケタル者管下ニ從業地ヲ變更セントスルトキハ第四十

八條ノ規定ニ依ル申請書ニ映寫免許證ノ寫ヲ添へ知事ニ提出スベシ

第六十三條 映寫技士、其ノ業務ヲ廢止シ又ハ死亡シタル場合ハ廢止ノ場合ハ本人ヨリ死亡ノ場合ニ在リテハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ映寫免許證ヲ添へ二十日以内ニ其ノ旨知事ニ届出ヅベシ

第六十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ハ知事ハ映寫技士ノ業務ヲ停止シ又ハ第四十

八條ノ免許ヲ取消スコトアルベシ

一 第五十條第一項第二號ニ該當スルニ至リタルトキ

二 第五十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

三 素行不良其ノ他就業上不適當ト認ムルトキ

第六十五條 前條ノ規定ニ依リ其ノ業務ノ停止又ハ映寫免許ノ取消ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク映寫免

第三節 其ノ他映畫ノ上映

第六十六條 映畫興行者ニ非ザル者映畫ノ上映ヲナサントスル場合ハ上映五時間前迄ニ第二十六條第一項各號ノ事項ヲ記載シタル届書正副二通ヲ所轄警察署長ニ提出スベシ

第二十六條第二項並ニ第二十七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ構造設備ニ關シテハ映畫上映前所轄警察署長ノ検査ヲ受クベシ

所轄警察署長ハ第一項ノ上映ニ關シ公安、風俗又ハ衛生上必要ナル指示ヲナスコトヲ得

映畫ノ上映ヲナス者前項ノ指示ニ從ハズシテ其ノ上映ヲ爲シタルトキハ所轄警察署長ハ其ノ上映ヲ差止ムルコトヲ得

第六十七條 第十九條、第三十一條乃至第四十條及第四十六條ノ規定ハ映畫興行者ニ非ザル者映畫ノ上映ヲナス場合ニ之ヲ準用ス

第四節 觀覽者

第六十八條 映畫ノ觀覽者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一 濫ニ樂屋、舞臺、映寫室等ニ出入セザルコト
- 二 觀覽席ニ於テ喫煙セザルコト
- 三 場内ノ秩序ヲ紊リ又ハ風俗ヲ害スルノ虞アル行爲ヲナサザルコト
- 四 前各號ノ外所轄警察署長ノ命ジタル事項

第五節 罰則

第六十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第六條、第七條、第十條第一項、第十一條第二項、第十二條、第十四條、第十五條、第三十條第一項、第三十七條、第四十三條乃至四十五條、第四十七條、第四十九條第三項、

第五十九條及第六十八條ノ規定ニ違反シタル者

第十條第二項、第十六條、第二十三條、第三十條第二項、第三十九條、第四十條、第四十六條、第六十條及第六十三條ノ届出デヲ怠リタル者

第三十四條ノ檢閲ヲ受クルコトヲ怠リタル者

第七十條 映畫製作業者又ハ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲナス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ違反行爲ヲナシタル場合ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第七十一條 映畫興行場ノ設置者、興行場ノ所有者又ハ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲナス者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ法人ナルトキハ其ノ代表者ニ適用ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則

第七十二條 本令ハ昭和十五年二月十一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十三條 本令施行前ニ許可ヲ受ケ現ニ使用中ノ映畫興行場ニシテ本令施行後三十日以内ニ第九條第一項第一號乃至第五號、第六號乃至第十號、第十三號及同條第二項第一號、第二號ノ事項ヲ記載シタル届書正副二通ヲ知事ニ届出タルトキハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ本令第十七條、第十八條ニ規定スル構造設備ニ適合セザルモノハ増築、改築、修繕、變更其ノ他現狀ニ變更ヲ加ヘントスル場合本令ノ規定ニ依ルベシ

第七十四條 本令施行ノ際映畫興行場ノ映畫興行者又ハ興行管理人ニシテ現ニ其ノ業務ニ從事中ノ者ニ在リテハ昭和十五年六月末日迄第二十條ノ規定ニ拘ラズ引續キ其ノ業務ヲナスコトヲ得

前項ノ者ニシテ期間經過後引續キ其ノ業務ニ從事セントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ三月以内ニ

00135

第二十一條ノ許可申請書ヲ提出スベシ但シ申請者ハ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ處分ノ日迄引續キ其ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第七十五條 本令施行前ニ許可ヲ受ケタル映畫興行及映畫ノ上映ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第七十六條 本令施行ノ際活動寫真映寫ノ操作ニ從事中ノ者ニ在リテハ昭和十五年九月末日迄第四十七條ノ規定ニ拘ラズ其ノ業務ニ從事スルコトヲ得

前項ノ者ニシテ期間經過後引續キ其ノ業務ニ從事セントスル者ハ本令施行後三月以内ニ第四十八條ノ免許申請書ヲ提出スベシ

第七十七條 大正八年十二月二十八日縣令第五十九號活動寫真映寫取締規則ハ之ヲ廢止ス

別記第一號様式

用紙美濃紙型

現業員名簿

雇入年月日	解雇年月日	本籍住所	業務別	業務上ノ氏名	氏名	生年月日

00136

別記第二號様式

備考

- 一 徽章番號ハ從業員名簿ノ進行番號ニ依ルコト
- 二 材料ハ木、紙、又ハセルロイド製トスルコト
- 三 徽章ノ大サハ直徑四センチメートル以上トス
- 四 白地ニ黒文字トシ文字ノ大サハ直徑三センチメートル

以上トス



別記第三號様式

映畫上映命令書

用紙半紙型

上映ヲ爲スベキ映畫
興行者ノ住所氏名
上映ヲ爲スベキ映畫
館ノ所在地及名稱

題

名

卷

數

長

ナ

上映映畫

上映日時

自昭和 年 月 日

至昭和 年 月 日

日間

毎日興行

映畫法第十五條第二項ノ規定ニ依リ右映畫ノ上映ヲ命ズ

昭和 年 月 日

知

事

名

別記第四號様式

用紙美濃紙型

従業員名簿

(興行者名)

進行番號

雇入年月日

解雇年月日

本籍住所

勤務別

氏

名

生年月日

備

考

00139

別記第五號様式
縦九種 横十八種

地色淡紅色三折

第 一	免許證ハ從業中必ず携帯スルコト
第 二	免許證ハ他人ニ貸與セザルコト
第 三	映寫作業中誰リニ映寫室ヲ離レザルコト
第 四	映寫室ニハ作業上必要ナル場合ノ 外火氣其ノ他燃焼又ハ發火シ易キ 物件ヲ持入ラザルコト
第 五	酒氣ヲ帯ビ又ハ煙草ヲ喫ヘナガラ
第 六	映寫作業ニ從事セザルコト
第 七	免許證ノ記載事項ニ異動アリタル トキハ五日以内ニ届出訂正ヲ受ク ルコト
第 八	他ノ府縣ニ從業地ヲ變更シタル トキハ速ニ知事ニ届出スルコト
第 九	滅失毀損シタルトキハ速ニ申請シ 再交付ヲ受クタルコト
第 十	業務ヲ廢業シタルトキハ速ニ免許 證ヲ返納スルコト

注 意

昭和 年 月 日 交付

鳥 取 縣 免 許 證

00140

三折開披ノ内面

考 備		
異 動	異動年月日	事 項
本 籍	住 所	寫 眞
		押出縣印
		年 月 日 生

備考 備考欄ニハ處分其ノ他ノ事故ヲ記入スルコト

00141

告示

鳥取縣告示第六十五號

鳥取縣小作料統制補助規程左ノ通定ム

昭和十五年二月九日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

小作料統制補助規程

- 第一條 小作料統制令ノ圓滑ナル運用ヲ期スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金を交付ス
- 第二條 補助金ハ市町村農地委員會ノ行フ小作料統制事務ニ要スル市町村ノ費用ニ對シ之ヲ交付ス
- 第三條 補助金ハ市町村ノ費用ノ範圍内トス
- 第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル市町村ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度二月十五日(昭和十四年度ニ限リ昭和十五年二月十五日)迄ニ知事ニ提出スベシ
 - 一 様式第一號ニ依ル事業計畫書
 - 二 様式第二號ニ依ル收支豫算書
- 第五條 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル市町村ニ於テ補助金を請求セムトスル場合ハ事業終了後請求書ニ様式第二號ニ依ル收支決算書ニ様式第三號ニ依ル事業成績書ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スベシ

00142

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル市町村左ノ各號ノニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金ノ全部

又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本規程又ハ補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 二 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式 第一號

事業計畫書

- 一 小作條件ノ現況ノ詳細
- 二 實施ノ計畫

(一) 區域

(二) 面積

(三) 貸主及借主ノ人員

(四) 實施方法

三 其ノ他參考トナルベキ事項

様式 第二號

小作料統制關係收支豫算書 (收支決算書)

科 目	本年度豫算額 (本年度決算額)		前年度豫算額 (本年度豫算額)		增 減	備 考
	圓		圓			
縣補助金						
市町村費						
計						
支 出 ノ 部						
科 目	本年度豫算額 (本年度決算額)		前年度豫算額 (本年度豫算額)		增 減	備 考
小作料統制費	圓		圓		圓	

注 意

一 備考欄ニハ小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ處理セントスル農地ノ面積 (決算書ニ在リテハ小作料統制令第五條ノ規定ニ依ル合意ヲ爲シタル面積) ヲ記載スルコト

二 支出ノ部ニハ小作料統制費ノ内譯 (手當、旅費、備品、消耗品、雜費) 等ヲ記載スルコト

様式 第三號

事業成績書

- 一 實施ノ概況
- 二 小作料統制實施種目並ニ面積

小作料ノ種目	實施區域		面積		備考
	貸主	借主	田	畑	
額又ハ率ノ					

小作料ノ
減免條件ノ

鳥取縣告示第六十六號
鳥取縣農地調整指導員設置規程左ノ通定ム

昭和十五年二月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣農地調整指導員設置規程

第一條 小作料ノ統制ニ付市町村農地委員會ノ指導ニ當ラシムル爲農地調整指導員(以下指導員ト稱ス)ヲ置ク

第二條 指導員ハ知事ノ監督ニ屬シ前條ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル諸般ノ事務ニ從事ス

第三條 指導員ノ定數ハ三十名以内トシ知事之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第四條 指導員職務ノ爲出張シタルトキハ別ニ定ムル規定ニ依リ旅費ヲ支給ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣告示第六十七號

因伯牛犢生產檢査規則第一條ニ依ル生產檢査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十四年十一月二十五日迄ニ生
產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ檢査所ニ牽付ケ檢査ヲ受クベシ

昭和十五年二月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢査月日 檢査場所 檢査區域 牽付時刻

二月十五日 日野郡八鄉村字清原 日野郡八鄉村一圓 午前十時半

二月十六日 同 丸山 同 午後一時半

同 同 久古 同 午後一時半

二月十七日 同 溝口町字溝口 溝口、谷川、宮原、宇代、長山、上野、大江、大倉 午前九時

同 同 中祖 中祖、父原、古市、莊、泉、根雨原 午後一時

二月十九日 同 二部村大字福岡 日野郡二部村一圓 午前十時半

同 二部 午後一時半

二月二十一日	同 江尾村字佐川	江尾村一圓	午前十時
二月二十二日	同 米澤村字美用	下蚊屋、助澤、御机、杉谷、宮市原、美用、宮市	午前十時
二月二十三日	同 米澤村字貝田	貝田	同
二月二十四日	同 神奈川村字 俣野 洲ヶ崎	日野郡神奈川村一圓	午前十時半
二月二十六日	同 根雨町大字 濁谷 金持	濁谷、三土、門谷、秋繩 金持、板井原	午後二時 午前十時

二月二十七日	同 日野村字 榎市 下榎	榎市、小原、別所 下榎、安原、津地、本郷	午前十時 午後一時半
二月二十八日	日野郡畜産組合	日野村大字野田、舟場 根雨町大字根雨、貝原、三谷、高尾	午前十時
二月二十九日	同 黒坂町字 上菅 黒坂	日野郡黒坂町一圓	午後二時 午前十時
三月一日	同 溝口町字金屋谷	金屋谷、岩立	午前十時半
三月二日	日野郡日光村字 添谷 富江 榎原	日野郡日光村一圓	午前十時 午後一時
三月三日			午前十時

三月五日	同 石見村字 ^{神戶上} 石見	同 石見村一圓	午前十時半 午後一時半
三月六日	同 下石見	同 石見村一圓	午前十時
三月七日	同 福榮村字福塚	同 福榮村一圓	午前十時半
三月八日	同 日野上村字三榮	同 日野上村一圓	午前十時
三月九日	同 多里村字多里	同 多里村一圓	午前十時半
三月十一日	同 大宮村字印賀	同 大宮村一圓	午前十時
三月十二日	同 阿毘緣村字阿毘緣	同 阿毘緣村一圓	午前十時半
三月十三日	同 山上村字茶屋	同 山上村一圓	午前十時半

◆鳥取縣告示第六十八號
 畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ畜牛結核病検査左ノニ施行ス依ツテ乳用牛及外國種

検査期日	検査場所	検査區域
昭和十五年三月二十二日 二十三日	東伯郡旭村字本泉	東伯郡旭村一圓

種牡牛ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該畜牛ヲ牽付検査ヲ受クベシ
 昭和十五年二月九日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六十九號
 産婆名簿登録取消者左ノ如シ

昭和十五年二月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
 住所 鳥取縣米子市錦町一丁目六三番地

昭和十五年一月二十五日死亡ニ付産婆名簿取消方昭和十五年二月二日付出願ニ對シ昭和十五年二月三日取消

青 砥 せ ゃ よ

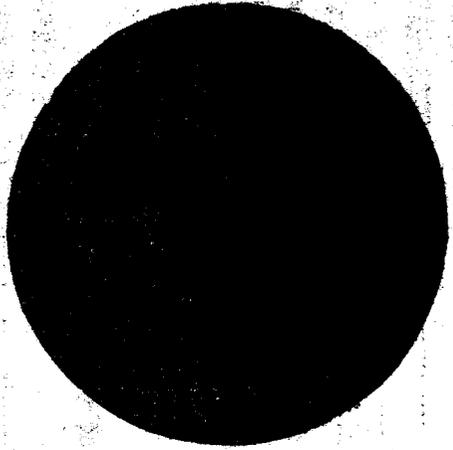
◆鳥取縣告示第七十號

山口縣下松市東豊井西ヶ濱二九二番地ノ一墓地ハ今回改葬ヲ要スル事ト爲リタルモ縁故者不明ノ墳墓アルニ付キ同墓地ノ有縁者ハ昭和十五年三月二十日迄ニ管理者下松市長弘中傳人宛申出ツベク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ適宜措置スベキ旨照會アリタリ

昭和十五年二月九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

事 變 特 報



彙 報 第四十號

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目 次

- 一 紀元節祭に就いて……………(社寺兵事課) 五二頁
- 一 肇國の精神と前線・銃後……………軍事保護院總裁男爵 本庄 繁 五四頁
- 一 昭和十五年國民精神總動員……………運動實施要領……………(時 局 課) 五六頁
- 一 鳥取縣傷疾軍人雇備委員會……………(社 會 課) 五七頁
- 一 昭和十四年全國米實收高……………(統 計 課) 六〇頁
- 一 ラヂオに依る産地方業講座開設について(農 産 課) 六二頁
- 一 時局下の林業特に木材に就て……………(林 務 課) 六五頁
- 一 昭和十四年鳥取縣米收穫高……………(統 計 課) 六九頁
- 一 第十四回支那事變國債……………(時 局 課) 七四頁
- 一 農林大臣の選擧に浴する……………市町村農林統計從事員……………(統 計 課) 七五頁
- 一 不良少年と家庭指導……………(社 會 課) 七六頁
- 一 映書梗概募集……………(時 局 課) 七八頁

守 札 銃 後 と 經 濟 法 令



紀 元 節 祭 に 就 て

皇紀二千六百年の紀元節をいよ／＼迎へることになりましたこの日は紀元二千六百年祝典の重要な行事として、宮中に於かせられましたはこの紀元節祭關係の御祭典を特に重く執り行はせられ、神宮並に官國幣社以下の神社に於ても紀元節祭を特に大祭とせられる旨仰出されて居ります。

そも／＼祭祀につきましてはいろいろありますが、宮中の祭典については明治四十一年九月皇室令第一號を以て皇室祭祀令が定められて居り、神宮の祭祀については大正三年勅令を以て神宮祭祀令が定

められて居りまして、官國幣社以下神社の祭祀につきましては、同じく大正三年勅令を以てその祭祀令が制定せられて居ります。この祭祀令によりまして、官國幣社以下神社の祭祀を大祭中祭、小祭の三種に分ち、大祭には祈年祭、新嘗祭、例祭、遷座祭、臨時奉幣祭があり、中祭には歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭、神社に特別の由緒ある祭祀があります而して官國幣社の大祭については官幣社の祈年祭、新嘗祭、例祭、本殿遷座祭等、國幣社の祈年祭、新嘗祭等には皇室より、又國幣社の例祭、本殿遷座祭には國庫より、それ／＼一定の神饌幣帛料を幣帛供進使、或は地方長官参向の上奉奠せられることになつて居ります。

又府縣社以下の神社に於ては大祭たる祈年祭新嘗祭、例祭に當り、特に指定せられた神社に限り、地方公共團體から定額の神饌幣帛料が供進使に依つて奉奠せられることになつてゐますなほ特別な神社として護國神社のことを記しますと、これは府縣社に相當する所謂指定護國神

00075

社と、また村社に相當する指定外護國神社とがあり、いづれも官國幣社以下神社祭祀令の適用を受けるのですが、一般の神社の大祭の外に鎮座祭、合祀祭が大祭として認められ例祭、鎮座祭、合祀祭にはそれ、地方公共團體から一定額の新幣帛料が幣帛供進使或は地方長官、市町村長によつて奉奠せられることになつて居ります。

さて紀元節については、皇室祀祭令では大祭と定められ、神宮祭祀令、官國幣社以下神社祭祀令ではそれ、中祭と定められて居りますが、本年は特に昭和十四年十二月二十二日勅令を以て大祭とし、新嘗祭に準じて神宮並に官國幣社に奉幣あらせられることとなり、府縣社以下神社に於ても、これを大祭として畏き思召を體して地方公共團體より神饌幣帛料を供進することとなりました。

事變以來諸事御簡略の思召から、各御祭典の奉列員も従来より御制限あらせられてゐたのでありますが、來る二千六百年の紀元節祭は御恒

例の如く、賢所、神殿、皇靈殿に御祭儀を執り行はせられ、御鄭重御盛大に行はせられる外、神宮をはじめ、神武天皇山陵並に、大正天皇山陵に勅使を參向、奉幣せしめられ、また檀原神宮はじめ全國二百七の官國幣社に地方長官を幣帛供進使として參向、奉幣せしめられる趣でありまして、一月二十五日宮内省から各地方長官に對して幣帛神饌料を送達せられ、祭典執行方を通告せられました。

宮中に於ける紀元節祭の御祭儀は、未曾有の事變下に迎へた榮ある皇紀二千六百年祝典の中心をなすものでありまして、畏くも陛下には遠く二千六百年前、神武天皇が檀原宮に御即位遊ばされた當日の二月十一日、宮中三殿に奉祀せられた、天照大神をはじめ奉り諸々の神々、神武天皇をはじめ奉り御歴代の御神靈、及び御歴代の御鴻業をたすけ參らせた神々を祭らせ給ふて建國の昔を偲ばせられ、併せて寶祚の隆昌と國運の發展をと御祈念あらせ給ふものであります。

00076

政府では當日午前九時を國民奉奠の時と定められ、全國國民等しく宮城を遙拜することは前號記載の如くでありまして、紀元二千六百年の意義は常に、神武天皇の御鴻業を偲び奉るだけでなく、皇祖天照大神をはじめ奉り御歴代の御鴻業を偲び奉り、今上陛下の御威徳を仰ぎ奉つて國家の隆昌發展を祈念するため、この宮城遙拜を行ふこととなつてゐるものであります。

こゝに紀元節祭の沿革を記しますと、明治五十年十一月十五日太政官布告を以て「今般太陽曆御頒行、神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候ニ付、其旨被爲告候爲メ來ル廿五日御祭典被執行候事」と制せられて、こゝにはじめて「紀元」が制定せられ、明治六年一月二十二日太政官布告を以て「來ル廿九日、神武天皇御即位日相當ニ付御祭典濟後宴會被爲行候事」と定められましたが、これは新曆明治六年一月二十九日が

神武天皇の御即位遊ばされた舊曆一月元日に當つてゐましたので、かく仰出されたのであります。神武天皇御即位は日本書記にあります

かうに辛酉の年の正月元日でありましたから、御即位當日を毎年不變のものに定める必要上、太陽曆に逆算すると辛酉の年の正月元日は二月十一日に當つて居るので、明治七年以來この日を紀元節と定められたのであります。

我國は今聖亞聖戰の支那事變第四年を迎へ、益々粉骨碎身の誠を效すべき意義深い紀元二千六百年の佳節に際し、我等皇國民は有難き思召を奉戴し奉祝の誠意を盡すと共に、東洋永遠の平和を希求し給ふ、大御心のまに、いよ、忠誠の操守を堅持し、舉國一致皇國の隆昌を熱禱致しまして聖業翼賛に邁進するの覺悟を固めなければならぬと存じます。

00077

肇國の精神

前線銃後



茲に光輝ある第二千六百回の紀元の佳節を迎ふるに當り、我々は心より皇國に生を享けし幸福を感謝すると共に、隆々榮えて限りなき昭聖代を壽ぎまつるものである。

謹みて肇國創業の 皇謨を按ずるに 皇宗奠都の詔に「上ハ則チ乾靈ノ國ヲ授ケタマフ徳ニ答ヘ 下ハ則チ皇孫ノ正ヲ養ヒタマヒ心ヲ弘メム。」と宣はせられて居るのは、日本の肇國が神意に基くものであることを仰せられたもので、我々はこの御聖旨を奉體し、正義を道徳の根元とし、天業の恢弘に邁進しなければならぬ。

而して 詔は更に「……八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲ム……」と宣はせられてある。蓋しこの御言葉こそ大和の精神を強調せられ、四海同胞の大理想を宣布せられたものである。

即ち正義を緯とし、大和を經として萬邦協和の大席のもとに進むべきことを宣はせられたもので、我が 皇謨の深遠雄大にして世界に比なき所以は、實に茲に存するのである。而して歴朝この精神のもとに治を圖り化につとめさせられ、遂に、今日の國運を招來したことは慶賀に禁へない次第である。

現下國民一億の總力を擧げて當りつゝある新東亞建設の大業は、東亞五億の民をして、日本を中心とした所謂八紘一字の大精神の下に大和の理想を實現せんとする一階梯に外ならない。即ち二千六百年前の肇國創業の精神はそのまゝ今日與亞聖業の精神であつて、今やこの精神に依つて、國運隆昌の一新紀元を劃せんとするものでなくて何であらう。國民は常に其の精神を體して、前線に銃後に死力を盡さなければならぬ。

00078

ないのである。幸に前線に於ては、軍の征く所空となく陸となく海となく常に赫々たる戦果を擧げ、昨年は更に廣東を陥れ、海南島を占領し南寧を攻略し、今や我が軍は廣西、雲南に入つて敵の本據に迫るに至つたことは、天皇陛下の御稜威によることは勿論であるが、又よく肇國の精神を體して勇戦奮闘せられた皇軍將兵の賜といはなければならぬ。

尙詔を按ずるに「……苟モ民ニ利アラバ何ゾ聖造ニ妨ハン」と仰せられ、治世の根本は民の福利を基とすべしことをお示しになつてゐる。歴朝又御遺訓を奉じて民をお慈しみ遊ばされたことは青史に明かな處である。近くは 明治天皇より慶應四年三月に賜はつた御宸翰の中にも「天下億兆一人モ其ノ處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪アレバ……」と宣はせられ、又昨年十月三日賜はつた軍人援護に關する 勅語の中に「……惟フニ戦局ノ擴大スル或ハ戦ニ死シ或ハ戦ニ傷キ或ハ疫癘ニ殞ルルモ亦少カラズ是朕カ夙夜惻怛禁ヌル能ハサル所ナリ」と仰せられて居り、更に

皇后陛下よりは事變以來度々御心を賜ひ尚昨年八月一千餘の遺兒が靖國神社參拜の節には忝き恩命を拜し奉つたのであるが、そのいづれにも 皇宗が億兆の慶福を念とし、萬物をして其の處を得しめんと遊ばされる御精神が脈々と流れて居ることを拜察して、寔に恐懼に禁へない次第である。

前線銃後共に聖旨を奉體して軍人援護の道にいそしみ、出征將兵をして些も後顧の憂なからしめることが 皇謨を翼賛し宸襟を安んじ奉る所以ではあるまいか。

今銃後の第一線を見るに、一家の支柱を戰場に送り、又は永久に君國に捧げた家族遺族の中には、残された子供を育てつつ健氣にも家業を維持經營しつつある多數のかよわき女性があり又戦歿した子息の家業を守つて働く白髪の老父母があり、更に前線に於て不幸傷病をうけて心ならずも後送せられ、病院に呻吟する幾多の白衣の勇士があり、更に又退院後不自由なる體にも拘らず、その苦痛を忍んで雄々しくも更生々々

00079

活に入つて再起奉公の實を擧げんとしつゝある幾多の傷痍の勇士のあることを思ふ時、一般銃後の國民は一億一心更に銃後援護の精神を新にし、遺族に對しては戦歿軍人の遺功を偲んで之が援護に努め、家族に對しては出征將兵の勞苦を察して後顧の憂を無からしめ、特に傷痍軍人に對しては感謝の至誠を捧ぐると共に、國民各層夫々の立場よりその再起奉公に協力支援する等一層銃後の護を堅うせねばならぬ。

然らば政府は軍人援護に於いて如何なる方法を講じて居るかと言ふに、之等家族遺族傷痍軍人等に對し、軍事扶助法による扶助を始め醫療に、職業に各般の援護に全力を致して居るのであるが、殊に傷痍軍人の保護對策については劃期的の施設を講じ、着々之が進行を見て居る。即ち醫療保護機關として傷痍軍人療養、並に溫泉療養所は昨年中其の大部分の開所を見、更に職業保護機關として國立の傷痍軍人職業輔導所職業再教育所、並に全國道府縣に夫々職業再教育所の設置完了を見るに至つたことは特筆すべ

きことである。國民各位は今時事變が肇國の理想に基くものなることを究むると共に、現下の時局に於て軍人援護事業が 皇國翼賛の最も大なる道なることを深く認識し、傷痍軍人、遺族、家族等が克く臣民の自分を遂行せんとするに對して心からなる協力支援を與へられ、以て肇國以來拜し奉りたる有難き 御聖旨の萬一に副ひ奉られむことを切望して已まない次第である。



昭和十五年 國民精神總動員 運動實施要領

(鳥取縣精勵常任委員會決定) 爰に決定された「昭和十五年に於ける國民精神總動員運動實施方針」は左記要領に従ひ、之

00080

を各地方の實情に應じ實際的に具現化して強力に展開せねばならぬ。

一 戦時意識の徹底

時局認識の徹底を圖ることは、國民精神總動員の先行要件なるを以て、「時局認識徹底方策」に基き、時局の真相が國民に普く滲透する様一層努めること。

二 戦時生活の推進 (興亞生活の建設)

奉公精神に徹せる剛健にして素朴なる國民生活の確立を期する爲、興亞生活運動を起すこと。

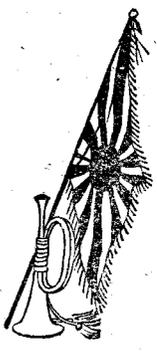
(一) 簡素生活の實踐 (生活費の切下、國民生活綱要の趣旨の徹底的實踐)

(二) 戦時經濟道德の確立 (關取引、賣惜、買溜、買占等の徹底的排除)

(三) 戦時食糧の充實確保 (増産並に節米等の徹底的實踐)

三 戦時態勢の強化 政治、社會各般の戦時態勢強化を強化するの要

愈々切なるを以て「時局照應政治」、社會的態勢促進の基本方策」の各項目の速かなる實現を期すること。



鳥取縣傷痍軍人 雇傭委員會

傷痍軍人の陸海軍病院より退院する者は近時漸く増加し、其の傷痍の程度の重いものも相當多いので、傷痍軍人雇傭問題は益々重要性を加へつつある。

よつて官廳方面では昨年四月決定せられた支那事變歸郷軍人等に關する復員要項に基いてそれら調査し、民間に率先して出來得る限り多

數の傷痍軍人を採用して居るのであるが、今後尙一層事業主等を中心としてその道義的精神に訴へ、自發的協力を求めて傷痍軍人の雇傭の徹底を圖り、傷痍軍人をして分に應じ技に従つて其の所を得しめ、眞に再起奉公の實を擧げしめたるため道府縣に委員會を設置して、雇傭に關する各種の重要事項の調査や協議を行つて一段と其の雇傭の圓滑を期することとなり、本縣でも「鳥取縣傷痍軍人雇傭委員會」を設置することとなつて、本年一月十九日付鳥取縣告示第二十號を以てその規定を公布せられた。

本委員會は會長に知事を戴き、副會長は二名として一名は學務部長を、他の一名は關係事業主團體の代表者、又は主要なる事業主の委員中より委嘱する事とし、委員としては關係主要事業主團體の代表者、主要なる事業主、傷痍軍人、關係官公吏、その他學識經驗ある者の中から凡そ五十人を知事より委嘱するものであつて、その職務とする所は傷痍軍人の雇傭に關する各種の重要事項の調査協議を行つて、その協議した

事項の實行を期するにあり、その目標は事業主の傷痍軍人雇傭に關する認識を深めると共に、其の雇傭を促進實行せしめ更に之を確保するにある。

以下この委員會に於て調査協議すべき重要事項として該規定に擧げられてゐる項目について説明すると、

一 傷痍軍人の雇傭に關する事項

地方事情に従つて會社、工場等の従業員の数と、雇傭關係に入るべき傷痍軍人数を比較し之に將來多數而も重度の傷痍を受けた軍人が社會に出ることを考慮し、適宜之に關する調査、審議を行ひ、進んでは雇傭數の割當に關する協議をも爲すものである。勿論傷痍軍人の雇傭引受は、現在の所は努めて事業主の自發的協力に依ることを方針とする。

二 傷痍軍人の就職後の輔導に關する事項

傷痍軍人の就職後の輔導については、會社、工場等の首脳部(勞務係、人事係等)主任者を

含む)と密接な連絡を採り、勞務、人事係等の主任者を輔導者に委嘱して傷痍の執務に及ばず影響、作業義肢又は作業設備の改善、勤惰の狀況其の他の家庭生活狀況、及び本人の現職務に對する感想等を參酌留意して適切な輔導を實施することが肝要であるから、之等の有効適切な輔導方法に關して雇傭主の協力を促進すること。

三 傷痍軍人の賃銀其の他待遇に關する事項

賃銀に關しては、傷痍軍人の職業に於ける能率は適當なる職場の選擇、適當なる作業義肢等の使用、又は作業設備の改善等によつて殆んど普通人と何等異るところがないことは幾多の實例に徴して明かであるから、成るべく通常の賃銀を支給せられることを原則とするが、賃銀に關しては特別な恩恵を與へる必要はないのであつて、能率に相應する賃銀でよいことは勿論である。然し精神的待遇に付ては特別の考慮を拂ふ必要があることは云ふまでもない。

四 傷痍軍人の解雇に關する事項

傷痍疾病の爲に全く勞務に堪へなくなつた場合、又は著しく其の職務を怠つた場合等已むを得ない事由によつて解雇することは差支へないが、其の他の場合には出来る限り永く雇傭されることが望ましいのであるから、その已むを得ない事由による解雇、及び解雇を未然に防止する方法について研究して圓滿なる運用を期せんとするものである。

五 管内の同種委員會の聯絡に關する事項

既に管内に存置され、又は將來設置されるべき職業紹介所、又は郡市區を中心とする職業關係委員會に對しては、充分連絡を圖り又は指導をなさねばならない。

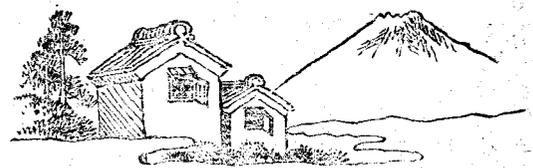
六 其の他傷痍軍人の雇傭上必要な事項

右の外傷痍軍人雇傭に關係する各種の事項についても必要なことについてはその調査協議の對照とする。

以上今回制定せられた傷痍軍人雇備委員會に
ついてその趣旨組織及職務の概要を述べたので
あるが、一般事業主に於ても充分この趣旨を諒
して、應召又は入營前雇備してゐた傷痍軍人は
特に支障のない限り従前の職場又は他の適當の
職場に復歸せしめるは素より、能ふ限り能力又
は資格等に關する採用條件を緩和すると共に、
身體的機能の缺陷がある者も業務に堪へる程度
のものであれば努めてこれを雇備して、其の資
格及び能力は勿論、傷痍の部位及程度に應じて
其の従事すべき業務を適切に選擇して、重度の
傷痍者をも雇備するやう努められんことを切に
希望する次第である。

金の死藏を

やめませう。



昭和十四年 全國米實收高

昭和十四年に於ける米收穫高
は、六千八百九十九萬七千三百三
十四石にして、之を前年收穫高
に比すれば、三百十二萬八千四
十二石(四分七厘)を、前五ヶ年
平均收穫高に比すれば、七百二
十三萬一千九百九十一石(一割
一分七厘)を増加してゐる。而
して其の作付反別は、三百十九
萬二千三百三十八町にして、全國平均一反歩收
穫高は二石一斗六升一合に當つてゐる。

蓋し本年の稲作は、近畿以西に於ては移植期
の前後に互り降雨少く用水不足し、移植の遅延
したるもの、又は移植不能に陥入りたるもの、
更に加へて其の後も旱天持續したるため用水著

しく不足し、移植後枯死したるも、又成育甚
しく不良なるものを生ずるに至つたが、一方
本州、中部以東の地方は一般に多照に恵まれ、
開花稔實著しく良好なるを得、九月二十日現在
に於ける第一回豫想は、六千四百六十七萬九千
百二十石となつた。

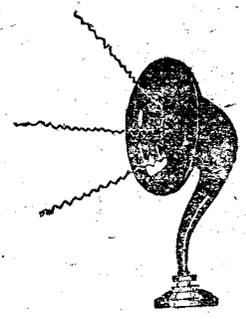
其の後一部地方に於て風水害等を見たる處も
あつたが、全國的には天候概ね適順にして登熟
良好なりしに依り、十月末日現在に於ける第二

回豫想は第一回豫想に比し六十萬一千五百四十
石(九厘)の増加を示した。然るに其の後も天候
適順なりしたため刈取り調整を待ひたる處、豫想
外に結實良好なるもの多かりしを以て、實收高
は第二回豫想に比し三百七十一萬六千四百七十
四石(五分七厘)の増加を示すに至つた。

尚ほ參考のため最近五ヶ年間に於ける作付反
別及び收穫高を掲ぐれば左の如くである。

年 別	作 付	反 別	收 穫 高
昭和九年	三、一七二、八一〇、町六反		五一、八四〇、一八二石
同 十年	三、二〇四、一七八、九		五七、四五六、九七六
同 十一年	三、二〇六、九六三、〇		六七、三三九、六九九
同 十二年	三、二二七、〇五一、五		六六、三一九、七六四
同 十三年	三、二二〇、七二九、四		六五、八六九、〇九二
自同 九ヶ年 至同 十三年	平均 三、二〇四、三四六、七		六一、七六五、一四三

同	十四年	三、一九二、三三八、〇	六八、九九七、一三四
第一回	豫想收穫高		六四、六七九、一二〇
第二回	同		六五、二八〇、六六〇



地方産業講座
依にオチヲ
座講業産方地
ていつに設開

本縣に於ては、今回時局下に於ける食料品、軍需品、輸出品の生産擴充の重大性に鑑みて、ラジオによる地方産業講座を開設することとなり、二月四日より三月二十七日に亘りて毎週月水曜日の二回午後六時二十五分より二十分間づ

放送することとなつた。
本講座は從來の産業講座と多少趣きを異にし聴取者の對照を各部門の生産者に置いて指導的立場に立脚する放送とし、(例へば肥料統制に於ける栽培方法より有望視される將來性ある副業、或は利殖增收を計るコツ等)一般生産者の知悉して居るやうな概念的抽象的な話を避けて飽くまでも具體的實際的な指導放送とし、且つ又増産上に指針を與へて本講座の聴取者をして何物かを掴み得るものとする方針である。
放送豫定期日は次の通りであるから、各關係者に於ては努めてこの放送を聴取せられて産業報國の一助とせられん事を希望する次第である。

放送日割

二月五日(月)	銃後農村と農業共同作業	鳥取縣農會技師 西原吉輝
同	肥料の配給統制	地方農林技師 柏木小五郎
同	製炭と薪炭林改良	鳥取縣林務課長 蛇口哲三
同	三極の増産に就て	鳥取縣農林主事補 馬田豊
同	杉松の造林と間伐方法	地方農林技師 田山亥八
同	生松脂と漆の採取に就て	地方農林技師 二宮重良
同	時局下に於ける畜産飼料の對策	
同	家畜疾病手當の常識	鳥取縣農林技師 猪野隆二郎
同	鳥取縣高等農業學校 獸醫學科長 本橋平一郎	
三月四日(月)	時局下に於ける稻作栽培	地方農林技師 瀧雄治
同	伯州棉の栽培	地方農林技師 川合津
同	日本海に於ける鯖に就て	鳥取縣水産試驗場長 上村忠彦
同	鳥取縣水産試驗場長 上村忠彦	
同	淺海増殖事業に就て	鳥取縣水産試驗場長 上村忠彦
同	鳥取縣水産試驗場長 上村忠彦	
同	樺太人工栽培の奨励	鳥取縣高等農業學校 教員 廣江勇

同 二十日(水)、
葉煙草の増産
地方農林技師 砂口行衛

同 二十五日(月)
養蠶業の經營
地方農林技師 藤田瑾太

同 二十七日(水)

今年の早害に鑑み
本年の桑園改良を語る

鳥取縣蠶業試驗場長 倉橋朝藏

.....(◎).....

◎生産擴充の産業講座開設に當りて

(ラヂオ放送概要)

鳥取縣經濟部長 大濱芳雄

一 概 説

聖戰既に四周年、輝しき皇紀二千六百年を迎へ、銃後國民として新しき覺悟を以て今後の苦難を克復して行かねばならぬ時期に際し、鳥取放送局に於ては生産擴充の産業講座、開かれ、農

山漁民に對して各専門家の講話を聞く機会を與へられた事は非常に幸とする所である。

今次支那事變勃發以來、事變が農山漁村に及ぼした影響は甚だ大なるものがある。特に兵馬の應召徵發等によつて季節的に或は地域的に勞力の不足を來し、又肥料其の他生産資料の配給も漸次不圓滑となつて其の價格も昂騰するなど、動もすれば生産の減退を來す虞があつたので、縣としては次の如き對策を講じ、農山漁民の涙ぐましい努力に依つて目的の貫徹に盡力して來たのである。

一 農山漁業生産力の維持増進並に銃後農山漁村民の生活安定に關する施設

1 肥料問題

2 飼料問題

3 勞力問題

4 蠶糸問題

一 國防資源の充實に關する施設

1 アルコール原料作物の改良増殖

2 大麥の増産獎勵

3 米穀増産獎勵

4 徵發馬補充馬の生産増加並に徵發候補馬の資質向上獎勵

5 畜牛の増産及牛肉の補給獎勵

6 兔毛皮増産獎勵

7 木炭増産獎勵

8 水産物の増産

9 軍需農産物供出獎勵

輸農林水産物資源の生産増殖に關する施設

1 纖維原料農林産物増殖獎勵

2 油脂原料農産物増殖獎勵

3 定置式木炭瓦斯發生機普及獎勵

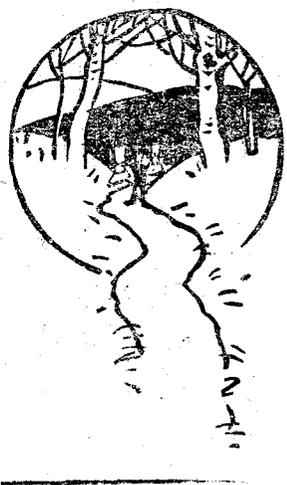
4 水産皮類の利用獎勵

5 其他

一 結 論

以上の如く縣としては國策に順應し、農山漁民の福利増進を念として諸種の施設を講じつつあるのであるが、然し之は勿論農山漁家の協力實行に俟たねばその實效を擧げることとは不可能

であるから、これより開講する各専門講師の講話を充分參考とせられ、且つ時局の重大性を認識せられて今後の増産に一路邁進せられん事を切望する次第である。



時局下の林業

特に木材に就て

我が國は地勢狹長にして、その脊梁に山脈縦貫し、その支脈は何れも海岸にまで突出迫つてゐるので、古來一大山林國を形成し、しかも氣

00089

温雨量共に適量である爲、全山鬱蒼たる美林を包蔵して居るので木材の供給に付いては殆んど危惧を感じなかつたのである。然るに東亞プロツクの中樞として日滿支一體の綜合經濟を完成して行く必要に迫られるに至つて、我が國の林業はその負荷急激に増大するに至り、將來に對する我が國の林産特に用材の供給については決して從來の如く安易を許さぬこととなつた。従つて今後の林産、特に木材については、國民は大いに自覺研究してその確保と増産とを期しなればならないのである。

今、時局下に於ける用材の需給狀況について考へると、昨年の用材消費は著しく膨脹して、從來我が國内地消費は六千萬石前後であつたものが、一億石近くなつてゐる。滿洲國については、元來東亞經濟プロツクの上から我が國への木材供給を期待されるに拘らず、今日では未だ反對に三百五十萬石からの輸出を必要とし、臺灣に百五十萬石、殊に支那には戰時の直接需用材も莫大なものであつて、例へば北支にも六

百萬石の供給を要してゐる。支那に於ては既に事變前に於ても五百萬石の輸出を要必としてゐたのであるから、年一千萬石の用材を興へなければならぬ計算となる。

斯うした龐大な負擔を脊負つて立つとき、我が國の森林に問題となつて來るのは當然その保續の問題である。或る者は背に腹は替へられぬから増伐を強行せよと云ふ。國民經濟の興廢の瀬戸際に立つとき、森林の保續など考へて居れないと云ふ。しかし今日日本の森林の亂伐過伐をした時の結果はどうなるであらうか。考へて見るだけでも膚寒い。假令五年十年非常な増伐をすることが出来たとしても、その次は用材なしに國民經濟を樹て、行かねばならぬ悲運に陥るのである。即ちイギリスのやうに用材の九割五分迄も輸入に仰ぐと云ふことになる。すればその結果はどうなるか。木材家を建前とする日本が外材に依存せねばならず、従つてその輸入に莫大な金貨を流失せねばならぬこと云ふまでない。

00090

その上に森林過伐の結果は、我が國のやうに雨量が多く風の多い處では洪水の害を被り、又海岸の飛砂等を招來し、或は水源の涸渇を起して、遂には北支のやうな國土の骸骨化を招かねばならないから、非常な増伐をすることは困難を數年先に押しやることに過ぎないのであつてその後に来る困難は更に堪へ得べからざる困難となるだけである。

然らばそれをどうすればよいのであるか。結局は我が國の林業を統制して、その建直しをやらねばならない歸結となるのである。以下その建直しの方向について考へて見よう。

統制の第一の方向は、現在の燃料の消費を減らすことに依つて用材の生産を増すことである我が國の内地では生産木材の約四分の三は燃料であつて、他の四分の一が用材であるから、燃料を合理的にすることによつて用材に割當てられるものは相當増し得られる。その第一は木炭である。木炭は燃料の約六割を占めて居るのであるが、木炭は木材の中に含まれてゐる可燃物

の半分以上を空しく煙として捨ててゐるのである我が國木炭消費の多大であることは交通の關係にも依るのであつて、即ち山奥から薪として持出すことが困難であり、運賃も掛つて引合はぬことにもよるが、もう一つは日本家屋の構造が特殊であつて、燃焼器具の構造が不完全で薪を使ひ難いものの多い爲である。一般農山村に於ける燃焼設備の不完全による燃料の浪費については云ふまでもない。

此の點はこの際斷然舊套を棄て、成るべく薪を使用し、且つその燃焼を完全ならしめる工夫を考ふべきである。北海道では薪のストロブが普及して居り、薪が多量に使用されてゐるのであるが、燃焼器具の改造を研究して炭の代りに薪による事によつて燃料の節約を圖らなければならぬ。燃料の炭材を薪にすることに依つて約四割の燃料を増すことになるのである。

次に考へられることは赤松の薪の使用を全廢することである。赤松はバルブ資材及坑材として必要であるから、これを薪にすることは全廢

すべきである。徑一、二寸、樹齡二、三年の松の小徑木もバルブ材として利用出来る。又、瀾葉樹で用材になるものは炭に焼かないで成るべく用材として使用したいものである。

統制の第二は、我が經濟勢力圏内にあり用材を總動員することである。内地の森林でさへ將に過伐されんとする瀬戸際に立つてゐる危急存亡の時、滿洲及外地に一肌ぬいで貰はねばならぬことは當然と云はねばならない。

統制の第三の目標は、木材の節約である。その第一に考へられることは防腐によつてその耐久力を増すことである。鑛山用材の如きは坑道の幹線には無論防腐材として用ひたい。耐火木材の使用も消費節約の一つの方法である。木材の人口一人當り消費量は、世界各國に於て多い國と少い國とでは幾十倍の相違があるのだから木材には節約の餘地は非常にあると思はれる。凡ゆる方面に努力を拂つて行けば燃料、用材に於ても尙大量の節約が可能である筈である。更にバルブ材の樹種の擴張、ペニヤの製造を

盛んにして建築用材にも使用を増加することも必要であらう。

統制の第四の方面は舉國造林である。この焦眉の急の場合に二十年、三十年先の事は構つて居られぬと考へるのは間違ひである。今から植えても二十年先きにならねば伐れないとすれば今直に周章で、植林しなければならぬのである。事變經濟は茲二、三十年先まで大した變化のない事を覺悟すべきであらうから、今日無理をして伐採しなければならぬとすれば、その償ひとして今相當植林するでなければ、結果するところは我が國をして支那のやうに國土を荒廢せしめることとなるのである。日本が幸にして今日まで國土の荒廢を來さなかつたのは、わが國民性に報恩思想があつた爲であらうと思はれる。徳川時代には拂下、盜伐、自己所有の伐採のいづれたるを問はず、苟くも一本伐る者は十本、二十本植えるべしと定めたのであつたが天から奪つたものは天に返さなくてはならぬ。んや今後我が國が東亞プロックを負擔して立

たればならぬとき、全國一致して造林をしなければならぬのは當然である。

統制の方向の第五は、特殊木材の輸出を今日以上に押し進めて行くことである。ペニヤの輸出等の如きは最も勵行すべき一策であらう。或は瀾葉樹用材の如き、太いに北米西海岸や南洋更に進んではヨーロッパ市場への進出も可能であらう。又輸入も目的に依つては必要である。例へばバルブ材の如きも、船賃の如何によつてはバルブで買ふよりもバルブ材で輸入する方が得策であり得るし、我が國の船腹を使へば金の流出を少くする。南洋、特にフィリッピン産の瀾葉樹は邦人の投資伐採が行はれて居り、價格の安い點から我が國への國產木材の補充として大いに輸入してよいと思はれる。

以上述べた如く、國產材については燃料を用材に轉用することを考へ、是を供給する地域の輕重を考へ、己むを得ざる増伐に對しては造林による補充を考へ、殊に用材と薪炭材とのバランスを考へ、更に消費の節約を考へ、完全なる

を法によつて建直しが行はれるならば、我が國の森林で東亞新秩序建設に伴ふ負荷を背負つて行くことも、あながち不可能ではないであらうと思はれる。



昭和十四年 鳥取縣米收穫高

今年に中國地方を初め北九州、南洋に襲來した大旱魃の爲に、我が鳥取縣の如きも異常な旱害を蒙り、農家一同懸命の努力にも拘らず植付が遅れて、一部には八月に入つて本圃移植を行つた處があり、尙途には植付不能に終つた地域も相當ある有様であつて、その後に於ける用水の不足を告げる場所も夥しく、殊に陸稻の如きは殆んど收穫皆無の状況であつて非常な大減收が豫想され、十月末日現在に於ける第二回豫想

收穫高に於ては、第一回豫想收穫高に較べて七千六百二十石即ち一分二厘の減收豫想を示したのであつた。
然るに、本年は苗代時期に於ける氣候が概ね適順であつたため、苗の成育が良好であつて、適期に移植が出来て用水が潤澤であつた地方では病蟲害も少く風水害もなく、高温多照の天候に恵まれて分蘗、伸長共に申し分なく、登熟が順調に推移し、稔實が極めて良好であつた爲、遂に本年の實收高は七十一萬六千八百石といふ好結果を示すに至つた。

これを前年の收穫高に比較すると一萬九千五百八十石、二分六厘の減少になつてゐるけれども、前五箇年平均の收穫高に較べると四萬五千八百七十八石、六分八厘の増收となつてゐる。
尙、米作付段別については本年は三萬二千三百八十六町九段であつて、前年の作付段別に比較すると五百七十六町步即ち一分七厘の減少を示し、平均一段歩收穫高は二石二斗一升三合になつてゐる。
参考の爲に最近五箇年間に於ける作付段別及び收穫高を掲げると次の通りである。

最近五ヶ年間米作付段別及收穫高

年次別	作付段別	收穫高
昭和九年	三三、二六九、九町段	五七九、〇六六石
昭和十年	三三、二六五、三町段	六二一、三五五

昭和十一年	三三、六五八、四	七二一、九八〇
昭和十二年	三三、八八六、一	六九六、四五四
昭和十三年	三三、九六二、九	七三六、〇〇八
昭和十四年	三三、三八六、九	七一六、八五〇
同第一回豫想收穫高		六二七、〇一〇
同第二回豫想收穫高		六一九、三九〇

更に十四年米作付段別、及び收穫高を都市別に記すと次の如くである。

昭和十四年都市別米作付段別

水稲	陸稲	計	前年に比し 増減
三二、八二二、一町段	五六三、八町段	三二、三八六、九町段	△
			五七六、〇町段